

## 次期中長期目標の策定について

## 1. 業務及び組織の見直しについて

- 独立行政法人通則法により、中長期目標期間が終了する国立研究開発法人については、次期目標の策定に当たり、主務大臣が業務及び組織を見直すこととされており、これに対して、総務省独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）が意見を述べることとされている。
- 今年度で目標期間が終了する海洋研究開発機構は8月23日に、文部科学大臣として、見直し内容を決定・公表し（別紙1（P. 2））、委員会が11月29日に意見等を取りまとめた（別紙2（P. 6））。

## 2. 今後のスケジュール

2月15日	総務省独立行政法人評価制度委員会※ ・中長期目標案についての意見を決定
～3月1日	中長期目標の指示
3月中	中長期計画の認可

※特定国立研究開発法人においては、総務省独立行政法人評価制度委員会に加えて総合科学技術・イノベーション会議

## 国立研究開発法人海洋研究開発機構の見直し内容

平成30年8月23日  
文部科学省

### 1. 政策上の要請及び現状の課題

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「本法人」という。）は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする法人である。

第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において、海洋科学技術は、大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられている。また、第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）においては、「科学的知見の充実」が引き続き実施すべき主要な施策と位置付けられるとともに、新たに、「海洋状況把握（MDA）」体制の確立等の総合的な海洋の安全保障の取組や「北極政策」の推進に係る項目が新たに追加されたところである。中でも、海洋の調査や観測により収集される膨大な海洋情報から、人工知能（AI）やビッグデータ解析技術等を活用して新たな価値を創造し、経済発展や社会的課題の解決につなげていくなど、海洋分野においても Society5.0 の実現に向けた研究開発が必要となっている。

国際的な状況をみると、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月、国連持続可能な開発サミット）やG7伊勢志摩サミット首脳宣言（平成28年5月）、G7科学技術大臣会合つくばコミュニケ（平成28年5月）において、海洋・海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用が盛り込まれており、海洋の重要性は我が国のみならず国際的な共通認識となっている。

このような状況を踏まえ、文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会において海洋科学技術に係る研究開発計画（平成29年1月。以下「研究開発計画」という。）を取りまとめ、文部科学省として推進すべき海洋科学技術分野や推進方策を明記したところである。

本法人は、第3期中期目標期間において海洋の幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。次期中長期目標期間では、上述のような国内外の状況の変化やそれに伴う課題を踏まえ、複数の研究船や探査機等を保有している本法人の強みを生かした海洋観測や多様な研究開発による高水準の成果の創出及びその普及・展開等、引き続き我が国の海洋科学技術の中核機関としての役割を担うことが政策上求められている。

本法人がこのような役割を果たし、国民からの期待に応えていくため、これまでの取組を一層発展させ、以下に示すような課題に取り組む必要がある。

- ・海洋環境の維持・保全と持続可能な利用、海洋由来の自然災害への対応等、経済・社会的課題への対応の一層の推進
- ・関係府省連携の下、海洋状況把握（MDA）体制の確立に資する海洋調査・観測体制を強化し、海洋の安全・安心に貢献
- ・海洋分野における Society5.0 の実現に向け、膨大な海洋情報の集約、解析及び予測に係る研究開発を推進
- ・海洋科学技術分野における我が国の研究開発力の強化や国際的なプレゼンスの向上、イノベーションの創出

以上のような課題の解決のためには、他機関との更なる連携が必要不可欠であり、他機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携をより一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することが期待される。

また、これらに取り組むために必要な人材の育成・確保や、財務基盤の強化とともに、法人内での分野間の連携を推進しつつ法人一体となって課題に取り組むため、組織の見直しに係る検討及びガバナンスの強化に向けた取組が求められる。

さらに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定）や「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成27年5月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成28年10月12日改定）を踏まえ、独立行政法人は情報セキュリティ対策を講じることが求められている。

## 2. 講ずるべき措置

上述した法人に求められる政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

### （1）中長期目標期間

本法人は、研究開発成果の最大化を第一目的とする国立研究開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要があることから、中長期目標期間を7年とする。

### （2）中長期目標の方向性

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。また、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を分野の特性に応じて具体化した指標を設定することとする。

### ○重点的研究開発課題

国立研究開発法人に求められる研究開発成果の最大化に向けて、第3期海洋基本計画や研究開発計画等に定められた施策を着実に実行する。特に、以下の研究開発課題に重点的に取り組む。

- ・地球環境変動の把握・予測や、海域地震、津波及び海域火山に係る防災・減災への貢献、生物や鉱物等の海洋資源の持続的な利用等、科学的知見の充実と課題の解決に向けた研究開発の推進
- ・海洋の調査・観測を効率的に実施するシステムの整備及び高度化等、基盤的な研究開発の推進
- ・海洋の調査・観測等により取得したデータの統合及び解析機能を強化し、有用な情報として社会に発信することで、新たな価値を創出
- ・挑戦的・創造的な研究開発の推進により、次世代海洋科学技術を支える知を創出

### ○外部機関との連携の強化

本法人が、海洋科学技術の中核機関として、大学や研究機関を含めた我が国の関連分野の研究開発力の強化に必要な役割を果たすとともに、成果の社会実装を着実に進めていくためには、これまで以上に、国内外の大学や研究機関、民間企業、自治体などの関係機関との戦略的な連携や協力関係を構築し、これらとの協創を推進することが必要である。このため、必要な組織体制の整備、職員の能力開発、国内外の関係機関との人材交流を進める。

### ○人材育成機能の強化

将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術により経済・社会的課題に対応するため、専門性と俯瞰力を持った人材の質と層の向上に寄与する取組を推進する。また、新たな価値創造の風土を醸成するため、分野の壁にとらわれない国内外の優秀な研究者の確保に取り組むとともに、研究環境の整備に努める。

### ○財務内容に関する取組

研究開発活動を更に活性化させるため、競争的資金等の外部資金獲得、国内外の民間企業や研究機関との連携強化及び研究開発成果や知的財産の戦略的な活用等、自己収入の増加に向けた取組を推進する。

### ○運営及び組織に関する取組

第3期中期目標期間の状況を踏まえ、組織のマネジメント機能をより一層強化する必要がある。研究開発成果の最大化という国立研究開発法人としてのミッションの遂

行のため、理事長のリーダーシップの下、業務運営の在り方を不断に見直す。特に、我が国全体の研究開発力の強化や国際的なプレゼンスの向上、イノベーション創出に向けた柔軟な組織運営に配慮しつつ、本法人を挙げて目標を達成するための適切な体制やマネジメントを実現するとともに、国立研究開発法人の職員としての一人一人の意識改革に取り組む。

○情報セキュリティ対策の推進

引き続き、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に沿って本法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準や、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、必要となる情報セキュリティ対策を推進する。

独立行政法人の中（長）期目標の策定について（抜粋）

平成30年11月29日  
独立行政法人評価制度委員会決定

1 平成30年度の委員会活動の概要

本年6月、本委員会は、昨年度に引き続き、「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（平成29年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「平成29年委員会決定」という。）において示した視点に立って調査審議を進める方針を確認したところである。

この方針に従って、これまで本委員会では、平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人を取り巻く環境、直面する政策課題等を適切に把握するため、主務省、法人の長等のほか、今年度から新たに、法人を取り巻く関係者（ステークホルダー）との意見交換会を実施した。また、他の組織との連携の実態や課題について、国立研究開発法人の長等と意見交換を行った。

2 平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人が直面する政策課題等について

今年度の調査審議を進めてきた結果、平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人は、地方に多数の拠点をもつ、また、地域経済の活性化・イノベーションの創出・災害対応等に重要な役割を果たすことが求められている法人が多く、こうした法人が共通して直面する政策課題として以下①、②が特に重視されるべきであるとの認識に至った。

- ① ICT機器の爆発的な普及や、AI、IoT等の社会実装が進む中、社会のあらゆる場面でデジタル革命が進んでおり、膨大なデジタルデータが新しい価値を生み出す時代となった今日の環境変化に対し、迅速かつ的確に対応するために、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせて新たな価値を創造する「オープンイノベーション」を推進することが急務となっている。
- ② 人口減少社会の到来により、人材確保やノウハウ継承が困難となっている分野（特に、災害対策（予防・減災）、復旧・復興支援、地域における経済活性化、ICT人材の育成など）の課題がますます深刻化している。

法人が直面するこうした様々な政策課題を解決するとともに、社会実装につながる成果を出していくためには、平成29年委員会決定で示したとおり、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人がその専門性・人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門との分担と協働を進める視点がますます重要になってきていることを再認識した。

### 3 中（長）期目標の策定に当たって

「2」を踏まえて、平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人の次期中（長）期目標を策定するに当たって留意いただきたい事項を、以下のとおりとりまとめた。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、主務大臣から法人に方針を伝達するだけでなく、政策の実施機関である法人からも、主務大臣に対し、各地域の現場の「気づき」を迅速に提言することも必要である。主務大臣は、こうした点にも配慮して、法人の長と十分に意見交換を行った上で、平成29年委員会決定を含む委員会でのこれまでの調査審議のほか、以下①、②を踏まえ、次期中（長）期目標を検討いただきたいと考える。

① 「2」で示した法人が直面する政策課題の解決のために、各法人がその専門性・人材面での強みをいかし、特に、地域の地方公共団体、非営利法人、民間企業等を支援する役割を積極的に担うことを目標に盛り込むことを検討してはどうか。

② 今後の時代の変化を見据え、法人は自身の強み・リソースを客観的に分析した上で、ICTなどの社会が求める専門人材を戦略的に育成するなど、法人自身の強み・リソースを更に伸ばす取組を推進することを目標に盛り込むことを検討してはどうか。その際、法人単独での事務・事業の実施に限らず、法人自身に足りないものについては、ベンチャー企業等を含む外部の活力をいかすことや、府省の枠を越えて他の団体との協働体制を確立・強化することなども併せて検討いただきたい。

①、②に関連して、平成30年度末に中（長）期目標期間が終了する法人ごとに、目標に明確に盛り込むことを検討していただきたい具体的項目は別紙のとおりである。

### 4 今後の取組

#### (1) 来年度以降の中（長）期目標等の調査審議について

委員会としては、来年度以降の調査審議に当たっても、同様の視点に立って進めたいと考えており、各主務大臣におかれては、来年度以降に中（長）期目標期間が終了する法人についても、平成29年委員会決定及び本委員会決定の内容・趣旨を理解の上、対応いただきたい。

#### (2) その他今後の委員会の取組について

平成29年委員会決定3. (2)で示した事項のほか、本委員会においては今後、以下の事項を取り組むこととする。

① 平成27年度から開始した新たな独立行政法人制度の下では、本委員会においても、目標策定に重きを置いて調査審議を進めてきているが、新目標策定により、どのように法人運営が変更されたのか、中間的なフォローアップのための意見交換等を試行的に実施することとする。

② 法人を取り巻く共通的な環境を具体的に理解するため、各法人やステークホルダーとの意見交換等に引き続き取り組んでいくこととする。

【別紙】

【国立研究開発法人海洋研究開発機構】

(留意事項)

「海洋基本計画」(平成 30 年 5 月 15 日閣議決定)等の国の方針に基づき、我が国における海洋科学技術の中核機関として、大学、独立行政法人、地方公共団体、民間企業等の関係機関と連携・協働しながら、オールジャパンの課題解決に向けた海洋調査、研究開発、人材育成等の取組を着実に推進していくことを目標に盛り込んでどうか。

また、法人が保有する膨大なデータの統合・解析機能を強化し、社会実装につながる有用な情報として社会に発信することや、研究開発成果や知的財産を適切に管理することについても、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 「海洋基本計画」においては、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、海洋状況把握(MDA)の能力強化、海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の促進、海洋人材の育成と国民の理解の増進等に取り組んでいくこととされている。また、同計画では、「調査・観測により収集される膨大な海洋情報を海洋政策に有効に活用するためには、これら膨大なデータや情報の集約、解析、予測に係る技術等が不可欠であることから、Society 5.0の実現に向けて、海洋ビッグデータの整備・活用、気候・海洋変動の予測等に係る研究開発を推進する」こととされている。
- ・ 文部科学省は、海洋状況把握(MDA)体制の確立に資する海洋調査・観測体制を強化し、海洋の安全・安心に貢献するといった課題の解決に向けて、他機関との分担や協働の在り方を最適化し、現状の連携を一層強化するとともに、新たな協働体制を確立することを期待している。
- ・ また、「統合イノベーション戦略」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)では、「国益や研究分野の特性等を踏まえて、オープン・アンド・クローズ戦略を考慮し、サイバー空間上での研究データの保存・管理に取り組み、諸外国の研究データ基盤とも連携して巨大な「知の源泉」を構築し、あらゆる者が研究成果を幅広く活用」し、「その結果、所属機関、専門分野、国境を越えた新たな協働による知の創出が加速」されることが目指すべき将来像とされている。